

# 高知赤十字病院 感染管理指針

## はじめに

日本赤十字社では平成11年から組織的な医療安全対策に取り組み、赤十字医療施設での取り組むべき事項については適宜その方針を示してきた。その後も、医療安全の取り組みを評価改善しつつ、改めて日本赤十字社の医療安全の基本的な方針を整理し、安全管理指針を取りまとめた。また質の高い医療サービスを提供するために、感染症発生時には拡大防止にむけ、感染管理に関する体制を明確にし、赤十字医療施設でより一層、安全な医療を提供することを目的とする。

## 感染管理指針の目的

本指針は日本赤十字社がめざす医療の実現に向けて、医療安全と感染対策の観点から高知赤十字病院の基本指針を示したものである。

高知赤十字病院は本指針を基とし、自施設における感染管理指針を整備する。

## 日本赤十字社がめざす医療のあり方とは

赤十字医療施設は、個人の尊厳を尊重し、患者を中心とした質の高い、安全な医療の提供をめざす。

赤十字の基本理念である「人道」は、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防、軽減し、人間の尊厳を守ることであり、医療の場においても同様である。

個人の尊厳を尊重し、患者を中心とした医療を提供するためには、人間対人間の相互理解が根底となる。

安全の医療の提供とは、発生し得るリスクのみに注目し安全性を追求することではなく、質を担保したうえでリスク管理をすることである。

## 1. 感染対策に関する基本的考え方

日本赤十字社は、以下の基本方針に則って感染対策に取り組む。

### (1) 組織として感染対策に取り組む。

感染の防止に留意し、感染症発生時には拡大防止を主眼として適切に対応するためには、感染管理室をはじめとする感染防止対策部門を中心に組織的に取り組む。

### (2) 職員が感染対策に取り組める環境を整備する。

職員が感染の防止及び感染拡大防止に関する正しい知識の理解と技術を向上するための研修等を開催する。また、感染対策に必要な情報を職員が得ることができる環境を整備する。

### (3) 地域の医療機関と連携して感染対策に取り組む。

感染対策は自院だけではなく地域で連携する施設とともに取り組むことが重要であり、地域内でネットワークを構築し、感染対策に取り組む。

### (4) 赤十字ネットワークを活用し、院内外や国内外における感染対策に取り組む。

## 2. 組織体制に関する基本的事項

### (1) 感染管理室

感染管理について組織横断的に活動する組織として感染管理室を設置する。

感染管理室は、病院長直轄のスタッフ機能とし、以下の機能を有する。

#### 1) 機能

- ① 感染に係る指導・支援に関すること
- ② 感染の情報の管理に関すること
- ③ 感染の会議等に関すること
- ④ 感染の教育に関すること
- ⑤ 感染のインシデントに関すること
- ⑥ 院内外あるいは国内外における感染対策に関すること
- ⑦ 抗菌薬適正使用支援に関すること

#### 2) 感染管理室に関わる主な職員とその役割

##### ① 感染管理室長

院長の指名する副院長等を充てる。

病院長から感染管理に関する権限を委譲され、感染管理室長の責任者として感染対策の総括的役割として以下の役割を果たす。

- ア 感染対策の指針の策定及び感染管理体制の構築
- イ 感染対策に関する組織への教育・研修実施・評価
- ウ 感染予防に関する活動管理
- エ 感染発生時の対応

- 才 抗菌薬適正使用に関する活動管理
- ② 感染管理担当看護師  
感染管理に必要な研修を終了し、なおかつ感染管理に従事した経験を有する看護師。
- ③ 感染管理担当薬剤師  
感染管理に関わる薬剤師
- ④ 感染管理担当臨床検査技師  
感染管理に関わる臨床検査技師

(2) 院内感染防止対策委員会 : ICC (Infection Control Committee)

病院長直轄の機関として、院内感染対策委員会を設け、院内における院内感染管理体制の整備を行う。緊急時には、必要に応じて臨時に会議を開催する。

委員会は感染管理室が企画・運営する。

委員会は主に以下について協議し、組織としての方針を施設長へ提言する。

- ① 感染の体制確保に関する事項
- ② 感染対策に関する具体的な取り組みに関する事項
- ③ 感染対策マニュアルの見直しと評価に関する事項
- ④ 発生した感染に対する事項
- ⑤ その他 院内外あるいは国内外における感染に関する事項
- ⑥ 抗菌薬適正使用支援に関する事項

1) 委員会の構成

統括管理者を病院長、委員長を感染管理室長（副院長）とし、事務部長、看護部長といった病院幹部と職種横断的に、診療部門（臨床研修医の代表を含む）、看護部門、薬剤部門、臨床検査部門、リハビリテーション部門、放射線科部門、栄養課部門、事務部門等を代表する委員によって構成する。

2) 院内感染防止対策委員会規定

高知赤十字病院設置委員会規程の通りとする。

(3) 感染制御チーム : ICT (Infection Control Team)

感染対策の実践的な活動を行う多職種による感染制御チーム（ICT）を設置する。院長直属の組織であり、感染対策を強力かつ円滑に実行していくうえで即座に活動できるチームとして以下の一定の権限を有する。

- 1) ICT の役割
- ① 感染サーベイランス
  - ② 定期的なラウンド
  - ③ アウトブレイクへの対応
  - ④ 抗菌薬や消毒薬の管理に関するここと：AST と共に評価内容に関しては、共有

する。

- ⑤ 職業感染管理
- ⑥ 各種マニュアルの作成と改訂
- ⑦ 環境整備
- ⑧ 職員等の教育
- ⑨ その他 院内外における感染対策に関する事項（地域連携を含む）

## 2) ICT の権限

- ① 感染対策活動を横断的に行い、必要な指示・指導ができる。
- ② 感染対策において必要な場合は、倫理的配慮に基づきカルテなどを閲覧し、情報収集できる。
- ③ 感染管理上の問題が生じた場合は、院内感染管理者（ICD）により召集される。
- ④ 感染対策上の指導・指摘を行った部署に対して、改善事項について書面での提出を求めることができる。
- ⑤ 感染管理に関する必要な事項を診療記録に記載することができる。

## 3) チームの構成

感染管理担当医師（院内感染管理者）・感染管理担当看護師・感染管理担当薬剤師・感染管理担当臨床検査技師・事務から構成する。

## （4）抗菌薬適正使用支援チーム：AST（Antimicrobial Stewardship Team）

国が策定する薬剤耐性（AMR）アクションプランに基づいて、抗菌薬適正使用支援の実践的な活動を行う多職種による抗菌薬適正使用支援チーム（AST）を設置する。感染予防・管理に関して病院と関係機関との連携を図り、感染症治療の早期モニタリングとフィードバック、微生物検査・臨床検査の利用の適正化、抗菌薬適正使用に係る評価、教育、啓発を行うことによる抗微生物薬の適正な使用の推進を図る。

院長直属の組織であり、抗菌薬適正使用支援を強力かつ円滑に実行していくうえで即座に活動できるチームとして以下の一定の権限を有する。

## 1) AST の役割

- ① 感染症治療の早期モニタリング及び主治医へのフィードバック
- ② 抗菌薬適正使用に係る評価
- ③ 微生物検査・臨床検査の利用に関すること
- ④ 抗菌薬使用指針の作成及びアップデート
- ⑤ 抗菌薬適正使用の教育・啓発
- ⑥ 院内で使用可能な抗菌薬の見直し
- ⑦ 他施設との抗菌薬適正使用の情報共有と連携、コンサルテーション

## 2) AST の権限

- ① 抗菌薬適正使用支援活動を横断的に行い、必要な指示・指導ができる。

- ② 抗菌薬適正使用支援において必要な場合は、倫理的配慮に基づきカルテなどを閲覧し、情報収集できる。

- ③ 抗菌薬適正使用支援に関する必要な事項を診療記録に記載することができる。

### 3) チームの構成

感染管理担当医師・感染管理担当看護師・感染管理担当薬剤師・感染管理担当臨床検査技師・事務から構成する。

## (5) 感染制御リンクチーム：ICLT (Infection Control link Team)

各部署における感染対策のリーダー（感染セーフティマネージャー）を中心に多職種で構成されたチームである。院内感染対策部門からの助言のもと、年間活動計画に基づき感染対策に取り組む。

### 1) ICLT の役割

- ① 年間プログラムを作成し感染対策へ取り組む
- ② ICLT 活動報告書の作成と報告
- ③ 疾病または病原体サーベイランスへの協力
- ④ 感染防止手順の作成
- ⑤ 感染対策の遵守状況の確認
- ⑥ 現場での感染対策の問題点等を院内感染対策部門へ報告
- ⑦ 院内外の感染対策に関する学習会へ積極的に参加し、自己研鑽に努める

### 2) チームの構成

感染セーフティマネージャーは、各部門の係長（もしくは同等レベルの職員）を充て、メンバーは各部課（看護師）長が推薦し最終的に病院長から任命される。

## (6) 看護部感染対策委員会

看護部委員会の一つとして、感染管理の基本的な知識・技術に基づいた感染対策順守を図る目的で看護部感染対策委員会を設置する。企画・運営は看護部が行い、院内感染対策部門は助言を行う。

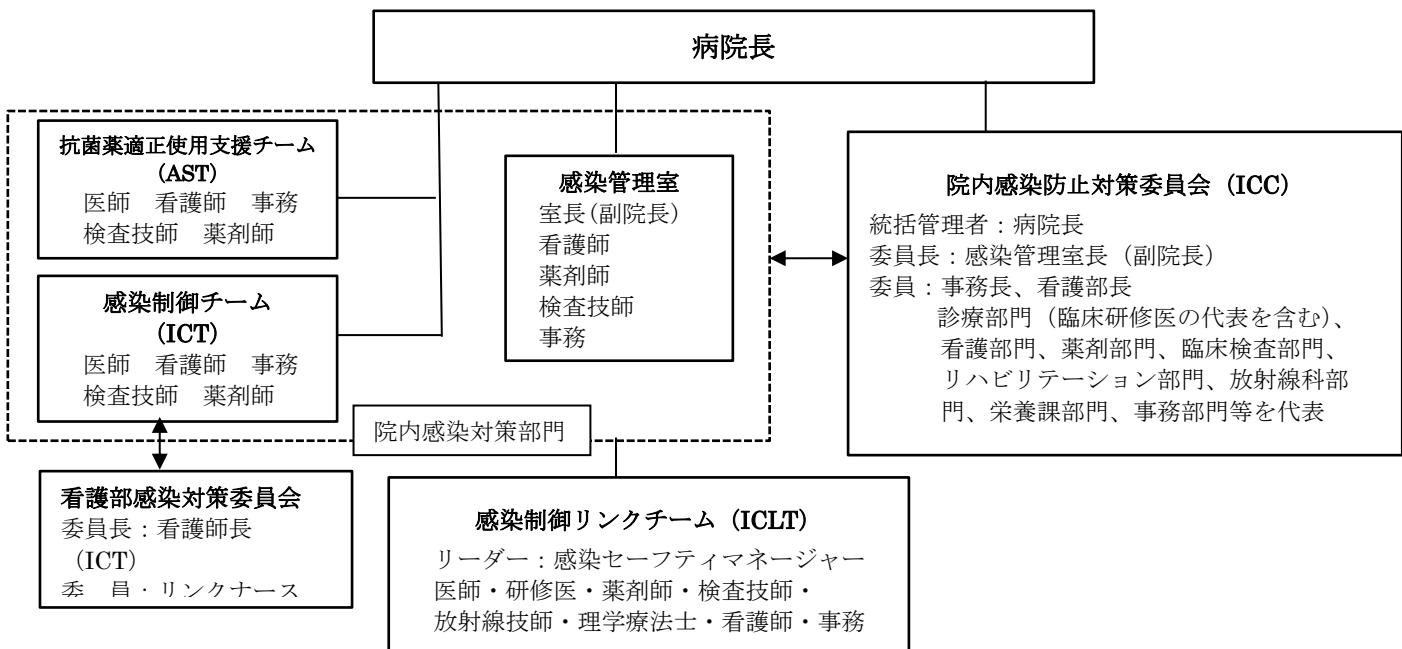
### 1) 委員会の構成

ICT 委員である看護師長を委員長とし、委員は委員長及び看護師長の推薦により看護部長が選任する。

### 2) 看護部感染対策委員会内規

高知赤十字病院看護部委員会内規の通りとする。

## 【感染管理の組織体系】



### 3. 職員研修に関する基本的方針

感染対策の基本的な考え方及び具体的方法について職員に周知徹底を図ることで、職員の感染に対する意識向上を図る。

なお、外部委託業者についても、その必要性があれば研修等を実施する。

### 4. 感染及び届出を要する感染症にかかる報告

- (1) 感染症発生時は、院内の規定に従い感染管理室に報告する。
- (2) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定される診断及び届出の手続を適切に行う。
- (3) 「院内感染及び届出を要する感染症にかかる報告について」に則り、本部へ報告する。(平成29年3月24日付医安第62号)

### 5. 院内感染発生時の対応

- (1) 感染発生時の対応基準の整備

感染発生時の対応について、その原因を速やかに究明し、改善策を立案・実行するために、各施設で実行可能な対応基準を整備する。

## 6. 患者・家族への情報提供と説明

- (1) 患者・家族へは、医療事故対応と同様に誠実なコミュニケーションを基本とし、かつ、倫理的配慮を十分に考慮したうえで対応する。
- (2) 感染防止のために必要な情報や知識、基本手技について説明を行い、理解を得た上で協力を求める。

## 7. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、高知赤十字病院ホームページに一般公開するとともに、患者及びその家族から開示の求めがあった場合はこれに応じる。

## 8. その他、当院の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

### (1) 感染対策マニュアルの遵守

職員は、院内感染対策マニュアルに記載された感染対策を実施し、感染予防策の遵守に努める。感染対策の疑義については、院内感染防止対策委員会またはICTと十分に協議する。

### (2) 院内感染防止対策委員会及びICTとの協働

職員は、自部署の感染対策上の問題発見に努め、ICTと協働しその問題点を改善する。

### (3) 職員の健康管理

職員は、職種に関わらず医療従事者としての自覚に基づき、自らが感染源とならないよう定期健康診断などを年1回以上受診し、健康管理に留意するとともに、日頃から自己の健康管理を十分行う

また、職員は、病院が推奨する各種抗体価の確認及びワクチン接種（B型肝炎、麻疹、風疹、水痘、ムンプス、インフルエンザ）に積極的に参加する。これは任意接種であり、職員の自己決定のもと実施する。

作成日：平成 14 年 6 月
改訂日：平成 19 年 4 月 1 日
平成 22 年 9 月 1 日
平成 27 年 1 月 6 日
平成 28 年 7 月 27 日
平成 30 年 4 月 10 日
令和 3 年 8 月 20 日